

「地域食品産業連携プロジェクト（LFP）」ロゴマーク使用規約

2021 年 10 月 22 日

改訂 2023 年 7 月 14 日

改訂 2024 年 4 月 1 日

改訂 2025 年 3 月 31 日

1. 目的

本使用規約は、農林水産省が著作権を有するローカル・フード・プロジェクト ロゴ マーク（以下「マーク」という）を使用する者（以下「使用者」という）が、遵守すべき事項を定めるものです。農林水産省は、使用者が本使用規約を遵守することを条件として、マークの使用を許諾するものであり、使用者がマークを使用した場合には、本使用規約の条件を承諾したものとみなします。

2. マーク使用の条件

マークは、地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業（以下「LFP」という）に参画する地域や事業者等が、LFP に参画していることをアピールするために活用したり、LFP により創出された商品・サービス等に活用できるものです。特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではありません。

3. 使用手続き

マークを使用する者は、「LFP ロゴマーク使用承諾申請書」に必要事項を記載して、農林水産省に提出し、その承諾を受けなければいけません。ただし、「ロゴマークデザインマニュアル」の①基本ロゴマーク（カラー）②基本ロゴマーク（モノクロ）を使用する場合で、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではありません。

なお、地域 LFP 事務局等は、一度、使用の承認を受けたマークについては、本使用規約及びロゴマークデザインマニュアルを遵守する場合に限り、継続して使用することができます。

- ①中央 LFP 事務局、地域 LFP 事務局および LFP パートナーなどの参画事業者が、LFP の業務の目的で使用する場合（商品・サービス等に使用する場合は除く）
- ②報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- ③その他、農林水産省が特に認める場合

送付先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省 新事業・食品産業部 企画グループ 連携推進班 宛

4. 使用方法

手続き終了後、使用者宛てに、メールにてマークを送付します。マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、「ロゴマークデザインマニュアル」に記載のとおりとし、マークを改変して使用することはできません。ただし、農林水産省が認める場合は、この限りではありません。

5. 使用料

マークは無償で 사용할 ことができます。

6. 使用者の義務

- ①使用者は、関係法規、本使用規程及び「ロゴマークデザインマニュアル」、その他農林水産省が定める規則

類を遵守するとともに、LFP の趣旨に反した使用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとし
ます。また、マークの信用またはイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものと
します。

- ②使用者は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した
場合は、農林水産省に通知する義務を負うものとします。
- ③使用者は、マークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等については対応を農林水産省と協議
して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む）
は、使用者が負担するものとします。
- ④使用者がマークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責
任を負うものとし、農林水産省、その他の第三者は一切の損害、損失または責任を負わないものとします。
- ⑤使用者は、農林水産省から要請があった場合、マークを使用したものの提出などを行うものとします。

7. マーク使用の禁止事項

次のような使用は禁止します。

- 企業・団体が提供する特定の商品、サービス及びその他の活動の内容を保証するような使用、又は保証す
ると誤認させるような使用
- ロゴマークデザインマニュアルに反する使用
- 法令や公序良俗に反すると認められるような使用
- 農林水産省の認めない募金活動と関連づけての使用
- その他、LFP の趣旨に反すると認められるような使用

8. 権利設定の禁止

使用者は、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）による商標登録、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）
による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはいけません。

9. 権利義務の譲渡等

使用者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはいけません。

10. 使用者の違反等に対する取扱い

使用者が本規約に定める事項を遵守しなかったときは、農林水産省はその使用の差止めの請求、又は必要
な指示等を行うことができます。

11. 受諾者の違反等に対する取扱い

受諾者が本規約に定める事項を遵守しなかったとき、その他本規約に違反したときは、農林水産省はその承
諾を取り消すことができます。取消しに際し、承諾を取り消された使用者に損害が生じて、農林水産省はその責め
を負いません。

12. 損害賠償

この規約のいずれかに違反し、損害を生じさせた者は、これを賠償しなければなりません。

13. 規約の改正

本規約は、必要に応じて、事前の通知なく改正される場合がありますので御了承ください。

14. 使用承認申請受付の終了

令和6年度をもって地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業が終了したため、LFP ロゴマーク使用承諾申請書の受付は終了しました。

以上